

## 一般社団法人太陽光発電協会 配電対策調査補填事業 配電対策補填金支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人太陽光発電協会（以下「JPEA」という。）が行う住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金における補助事業者を対象とした配電対策調査補填事業として、住宅用太陽光発電システムの設置によって配電対策工事が必要になった場合の工事費負担金に対する補填の手続等を定め、もって当該業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (適用)

第2条 JPEAが行う配電対策調査補填事業（以下「JPEA調査補填事業」という。）は、これに参加するJPEA会員企業（以下「参加事業者」という。）に配布した、配電対策調査補填制度概要と参加回答及びJPEA定款によるほか、この規程による。

### (配電対策補填金支給の対象)

第3条 参加事業者は、住宅用太陽光発電システム（以下「対象システム」という。）の設置に係る系統連系において、対象システム設置後（系統連系開始後）6か月以内に電圧上昇による出力抑制が頻繁に発生する場合、または生じる恐れがある場合であり、かつ、対象システムがその原因として明確に特定される場合において、電力会社から請求される配電対策工事に要する工事費負担金を支払う者（以下「補填対象者」という。）に対し、当該工事費負担金の全部又は一部を支援するものとして配電対策補填金を支給する。

2 補填対象者は、下記いずれかの住宅用太陽光発電補助金を受給した者又は申込みを行っている者であり、かつ、前項の工事負担金の支払いが行われていない者（次項の場合を除く。）とする。

- 1) 平成22年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金
- 2) 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業（平成22年度補正予算）
- 3) 平成23年度住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金

3 なお、JPEA調査補填事業は、平成23年4月1日に遡って実施するものとし、平成23年4月1日以降に発生したものについて適用する。

### (補填対象となる経費)

第4条 補填対象経費は、補填対象者が電力会社から請求された次の各号に掲げる配電対策工事に要する工事費負担金であって、参加事業者が妥当と認めた金額とする。

- (1) 電力会社が行う変圧器等の設置工事。
- (2) 電力会社が行う配線等の変更工事。
- (3) 電力会社が必要と認めたその他工事。

### (配電対策補填金の額及び事業規模)

第5条 参加事業者が補填対象者に対して支給する配電対策補填金の額は、前条の補填対象経費のうち40万円を超えない金額とする。

2 JPEA調査補填事業における配電対策補填金の申込の総額が2500万円（以下「事業規模」という。）に達した場合は、次項で定める募集期間にかかわらず、その月の翌月末をもって受付を終了することとする。

3 配電対策補填金の申込の受付は、本規程の発効から平成24年3月31日までとする。

### (応募方法等)

第6条 配電対策補填金の申込を行おうとする者（以下「申込者」という。）は、対象システムのメーカー等である参加事業者に対して、配電対策工事 様式第1で定めた配電対策補填

金申込書をもって配電対策補填金の申込をすることとする。

- 2 前項の申込には、配電対策工事を実施する電力会社から発行された工事費負担金の請求書を添えて参加事業者に提出しなければならない。
- 3 申込者は、第1項の申込に当たり、当該参加事業者から、対象システムが出力抑制の原因であると特定されたことの確認を受けなければならない。また、当該参加事業者は、当該確認を速やかに行わなければならない。
- 4 申込者は、次条第2項の通知を受けた後に電力会社に工事費負担金を支払うこととする。

(配電対策補填金申込受理決定)

- 第7条 参加事業者は、配電対策補填金の申込があった場合、申込者毎に、配電対策補填金の申込みを先着順に受け付け、配電対策補填金申込書に受理番号を記載し、JPEAに報告するとともに、前条第3項等の確認のための必要な調査(申込者、もしくは申込者を通じての電力会社への聞き取りなどを含む)を実施することとする。
- 2 参加事業者は、前項の確認により、申込が要件に適合していると認められる場合には受理を決定し、申込者に対し補填金申込受理決定通知書により通知するとともに、JPEAに報告しなければならない。
  - 3 参加事業者は、第1項の確認によって、申込が要件に適合していないと認められる場合には、不受理を決定し、申込者に対して不受理通知書により通知するとともに、当該事項をJPEAに報告しなければならない。
  - 4 JPEAは、第2項の報告により、受け付けた配電対策補填金申込みの金額が事業規模を超えると認められるときは、第5条第2項の規程に従い申込の受付を終了することを参加事業者に通知するとともに、第12条に規定する手続代行者に周知しなければならない。また、参加事業者は、当該通知に従って補填金申込みの受付を停止しなければならない。

(中止の承認)

- 第8条 申込者は、やむを得ない理由により配電対策工事を中止しようとするときは、速やかに配電対策工事 様式第2による中止承認申請書を参加事業者に提出し、承認を受けなければならない。また、参加事業者は、工事中止の旨をJPEA事務局に報告する。

(配電対策補填金支給申請並びに工事完了報告)

- 第9条 申込者は、電力会社より工事明細書が発行された日から起算して1ヶ月(1ヶ月後の同日1日前日)以内に、配電対策工事 様式第3による配電対策補填金支給申請書(兼工事完了報告書)に電力会社発行の工事明細書、及び、領収書の写しを添えて、参加事業者に提出しなければならない。

(配電対策補填金の額の確定)

- 第10条 参加事業者は、補填対象者(申込者)から配電対策工事 様式第3の配電対策補填金支給申請書(兼工事完了報告書)を受理した後、その内容を審査し、支給すべき配電対策補填金の額を確定し、補填金支給決定通知書により補填対象者(申込者)及びJPEAに通知する。

(配電対策補填金の支払い)

- 第11条 参加事業者は、前条の通知後、補填対象者(申込者)に対して前条で確定した配電対策補填金の支払いを行う。

(手続代行者)

- 第12条 申込者は、第6条の配電対策補填金申込書、第8条の中止承認申請書、第10条の配電対策補填金支給申請書(兼工事完了報告書)について、法令に反しない限りにおいて、JPEAの「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 交付規程(J-P-E-C第0810-0007号)」(以下「補助金交付規程」という。)第15条によって登録された「手続代行者」に対してこれらの手続きの代行を依頼することができる。

- 2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また、本手続きの代行を通じ、申込者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 参加事業者又はJPEAは、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。
- 4 前項の規程は、手続代行者に対する補助金交付規程第15条第5項の処分の場合に準用する。

（参加事業者の現地調査等）

第13条 参加事業者又はJPEAは、配電対策補填金の支給業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申込者、及び手続代行者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うものとする。その際、補助事業者（申込者）及び手続代行者は遅滞なくこれに応じなければならない。

（配電対策補填金申込受理決定等の取消し及び配電対策補填金の返還）

第14条 参加事業者は、次の各号の一に該当する場合は第7条の配電対策補填金申込の受理決定、及び第10条の配電対策補填金の額の決定を取り消すことができる。

- (1) 補填対象者が、法令、本支給規程、又はそれらに基づくJPEAもしくは参加事業者の処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補填対象者が配電対策補填金を目的以外の用途に使用した場合。
- 2 参加事業者は、前項の規定による取消しをした補填対象者（申込者）に対して、既に配電対策補填金を支給しているときは、期限を付して当該配電対策補填金の返還を命じ、自ら徴収するものとし、補助対象者（申込者）はその指示に従わなければならない。
- 3 参加事業者は、前項の規程に基づく配電対策補填金の返還について、前項により付された期限内に納付がない場合は、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。
- 4 参加事業者は、補助対象者が第3条2項記載の住宅用太陽光発電補助金に係る対象システムの財産処分を行った場合においては、配電対策補助金の返還を求めないものとする。

（個人情報に関する事項）

第15条 JPEA及び参加事業者は、本事業において補填対象者（申込者）、電力会社等から取得した個人情報は、配電対策補填金並びに第3条2項記載の住宅用太陽光発電補助金の支給に係る業務の目的以外に利用してはならないものとする。

- 2 JPEA調査補填事業において補填対象者（申込者）から提出された配電対策補填金申込書、配電対策補填金支給申請書（兼工事完了報告書）等及び添付された書類等に関しては、一切返却を行わないものとする。

（その他必要な事項）

第16条 配電対策補填金の支給に関し、その他必要な事項は、JPEAが別に細則を定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年8月26日から効力を有するものとするが、運用は平成23年4月1日に遡って実施する。